

佐賀県告示第 96 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知があった。

平成 26 年 3 月 25 日

佐賀県知事 古 川 康

1 保安林予定森林の所在場所

嬉野市嬉野町大字不動山字尾ノ上甲 175 番 2、字法下谷甲 178 番 1、甲 202 番、甲 204 番 2、甲 205 番 2、甲 205 番 3、字矢柄林甲 233 番 2 から甲 233 番 4 まで、甲 249 番、字宮ノ上甲 258 番、甲 261 番 1 から甲 261 番 3 まで、甲 333 番 3、字小川内丙 559 番 1、丙 559 番 2、丙 560 番 1、丙 560 番 2、丙 587 番 2、丙 587 番 3、丙 594 番、丙 596 番 5、丙 597 番、字原口甲 575 番、甲 634 番 6、甲 634 番 12、甲 634 番 13、甲 649 番、甲 651 番、甲 659 番 1、甲 661 番 2、甲 661 番 3、甲 669 番 2、甲 671 番、甲 674 番 2、甲 693 番、甲 695 番、甲 703 番、甲 708 番 2、甲 725 番、字立岩甲 750 番、甲 752 番 2、甲 752 番 4、甲 752 番 6、甲 752 番 13、甲 752 番 14、甲 752 番 16、甲 752 番 20、甲 752 番 22、甲 754 番、甲 755 番 1、甲 756 番 1、甲 776 番 1、甲 781 番、甲 784 番、甲 786 番 1、甲 786 番 2、甲 787 番、甲 789 番、甲 795 番、甲 798 番、甲 800 番 2、甲 802 番 1、甲 802 番 2、甲 803 番、甲 808 番、甲 811 番 1、甲 811 番 4 から甲 811 番 6 まで、甲 811 番 12、甲 811 番 15、甲 811 番 17、甲 811 番 20 から甲 811 番 22 まで、甲 811 番 27、甲 811 番 30、甲 811 番 31、甲 811 番 34、甲 811 番 40 から甲 811 番 43 まで、字谷川甲 812 番、甲 813 番 2、甲 813 番 3、甲 813 番 7 から甲 813 番 9 まで、甲 813 番 13、甲 813 番 15、甲 813 番 16、甲 813 番 18、甲 814 番、甲 819 番、甲 820 番、甲 821 番 1、甲 822 番 2、甲 826 番、甲 839 番、甲 847 番、甲 849 番 1、甲 850 番 1、甲 851 番 2、甲 851 番 3、甲 878 番、甲 879 番、甲 909 番、甲 911 番、

字平畑甲 1041 番、甲 1052 番 2、甲 1090 番、甲 1091 番、甲 1095 番、甲 1096 番、字西甲 1105 番、甲 1113 番、甲 1115 番 1、甲 1119 番、甲 1120 番 1、甲 1129 番、甲 1138 番、字中不動上甲 1385 番、甲 1417 番 1、甲 1417 番 2、甲 1418 番、甲 1422 番 1 から甲 1422 番 3 まで、甲 1488 番、甲 1491 番 1、甲 1493 番 3 から甲 1493 番 6 まで、甲 1504 番、甲 1506 番、甲 1511 番 1、甲 1511 番 2、字中不動下甲 1513 番、甲 1514 番、甲 1517 番、甲 1520 番、甲 1524 番、甲 1568 番 2、甲 1593 番 2、甲 1596 番 2、甲 1598 番、甲 1599 番、甲 1601 番、甲 1629 番、甲 1632 番 1、甲 1632 番 2、甲 1635 番、甲 1636 番、甲 1641 番、甲 1650 番、甲 1654 番 1、甲 1659 番、甲 1668 番、甲 1676 番、字大谷甲 1677 番、甲 1680 番、甲 1686 番、甲 1691 番、甲 1695 番、甲 1696 番 1、甲 1696 番 2、甲 1697 番、甲 1699 番、甲 1704 番 3 から甲 1704 番 6 まで、甲 1704 番 8、甲 1712 番、甲 1718 番、甲 1726 番、甲 1728 番、甲 1729 番 2、甲 1729 番 4、甲 1729 番 5、甲 1729 番 7 から甲 1729 番 9 まで、字蜂ノ巣甲 1730 番、甲 1735 番、甲 1737 番から甲 1739 番まで、甲 1741 番、甲 1747 番、甲 1753 番、甲 1782 番、甲 1789 番 1、甲 1793 番、甲 1801 番、甲 1813 番、甲 1815 番、甲 1828 番、甲 1829 番 3、字矢櫃甲 1860 番、甲 1872 番、甲 1875 番 1、甲 1878 番、甲 1881 番、甲 1887 番、甲 1888 番 1、甲 1888 番 2、甲 1892 番から甲 1896 番まで、甲 1898 番、甲 1899 番、甲 1906 番、甲 1909 番、甲 1917 番、甲 1919 番、甲 1928 番、甲 1931 番 2、甲 1943 番、甲 1952 番、甲 1956 番、甲 1966 番、嬉野町大字下宿字梅ノ木谷丙 541 番

## 2 指定の目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

## 3 指定施業要件

### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び嬉野市農林課に備え置いて縦覧に供する。)